総合特別区域の進捗に係る事後評価［ライフ・イノベーション分野］

平成27年度

地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区

［指定：平成25年9月、認定：平成26年3月］

正

準

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(5.0＋4.3)／2＝4.7　**4.7**

ⅰ)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	生活習慣病予防の促進（健康なひとづくり）	450%	5
2	いきいきと健康に暮らす社会の実現（健康なまちづくり）	122%	5
3	健康に資する新しい事業の創出	200%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×3＋4×0＋3×0＋2×0＋1×0)／3＝5.0　**5.0**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ⅱ)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**4.3**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ)、ⅱ)、ⅲ)の平均値　(1.8＋3.6＋3.4)／3＝2.9　**2.9**

ⅰ) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

・該当なし

専門家による評価の平均値　**1.8**

ⅱ) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**3.6**

ⅲ) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**3.4**

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　3.8

・目標は達成されており、進捗状況については高く評価できる。一方で、本事業に特段の先進性は見られず、特区として取り組む新たな事業領域のイメージが必ずしも明確と言えない点が課題である。

・健康指標測定サービスが開始されたことは評価できるが、今後は保健医療の補完的な役割を十分に果たしているかを検証する必要がある。

・健康づくり支援拠点がどのように住民の健康増進や行動変容に影響を与えているか、分析が必要だと考える。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.8

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.7＋2.9＋3.8×2）／4＝3.8

3.8

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。